

令和5年度 亀岡中部農地整備事業
千代川工区表土掘削他工事

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要									
第1章 総則	令和5年度亀岡中部農地整備事業千代川表土掘削他工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書(R6.4月）」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。										
第2章 工事内容											
1. 目的	本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき、千代川工区のは場整備にかかる表土掘削を行うものである。										
2. 工事場所	京都府亀岡市千代川町北ノ庄及び千原地内										
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>表土はぎ工</td><td>A= 11.03</td><td>ha</td></tr> <tr> <td>残土受入工</td><td>V=30,000</td><td>m3</td></tr> <tr> <td>仮設工</td><td>1</td><td>式</td></tr> </table>	表土はぎ工	A= 11.03	ha	残土受入工	V=30,000	m3	仮設工	1	式	
表土はぎ工	A= 11.03	ha									
残土受入工	V=30,000	m3									
仮設工	1	式									
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。										
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている190日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和7年3月25日（工事完了期限日）まで 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。										
第3章 施工条件											
1. 工程制限	1) 本工事に伴う支障物（電柱等）は想定していないが、施工時に支障物が発生										

項目	内容	摘要						
	した場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 本工事施工後、埋蔵文化財調査を行う計画であり、その9工区を先行して表土はぎを行うものとする。なお、調査部局との協議により、施工箇所の優先順位を指示する場合がある。 3) 本工事の建設発生土受入は、第4章2. に示す関連工事の公共残土を受け入れるものであるため、工事着手後、速やかに受け入れ態勢を整えるものとする。							
2. 作業可能日数	本工事の作業可能日数は16日（月平均）と想定している。							
3. 埋蔵文化財	1) 本工区は、表土直下等の浅い位置に埋蔵文化財が包蔵されている。このため、施工にあたり、直接現況基盤面上での重機作業及び走行をしてはならない。 2) 工事施工中に埋蔵文化財と思われるものが確認された場合、共通仕様書1-1-40文化財の保護の措置に従い、直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に応じなければならない。 3) 施工時に埋蔵文化財調査部局の立会確認が必要になった際は、これに協力するものとする。							
4. 工区内の運搬車両	本工事工区内の土砂等運搬は、小型不整地運搬車（4ton）以下で行うものとする。ただし、工事用道路を通行する場合はこの限りでない。							
5. 建設発生土受入	1) 本工事では、第4章2. に示す関連工事により、次の土量の公共残土搬入を予定している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>搬入期間</th><th>搬入量</th><th>摘 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年10月～令和7年3月</td><td>30,000m³</td><td>最大200台/日（約1,000m³/日）を想定</td></tr> </tbody> </table> 2) 搬入土の受け渡し場所は、本工事現場とし、それぞれの搬入時期、搬入量については、本工事受発注者及び搬入元工事受発注者と協議の上決定するものとする。なお、日当たりの受け入れ量、雨天等の中止等の詳細については、受注者間で調整するものとする。 3) 搬入土は、土質毎に置き場を変えるものとし、それぞれの箇所で整形するものとする。なお、置き場の詳細については監督職員と協議するものとする。 4) 搬入土にゴミ、木片、コンクリート殻等の不純物や巨礫が混入している場合は、直ちに受け入れを中断し、監督職員に報告するものとする。 5) 雨天時は原則受け入れを行わないものとする。 6) 搬入土の仮置きにあたっては、計画平面図に示す「上限盛土高」を超えないよう十分留意の上、管理しなければならない。 7) ヤード内の水切り等で計画平面図に示す「基盤仕上高」から切り下げる必要が生じた場合は、埋蔵文化財が破損する可能性があることから、監督職員に確認の上、施工するものとする。なお、盛土材の移動が必要となった場合は、「基盤仕上高」から切り下げないように留意するものとする。 8) 本工事の着手までの受け入れは、第4章2. に示す関連工事を実施しているため、現場条件等の引継ぎを行うものとする。また、本工事施工完了時においては、次の施工業者への引継ぎを行うものとする。	搬入期間	搬入量	摘 要	令和6年10月～令和7年3月	30,000m ³	最大200台/日（約1,000m ³ /日）を想定	
搬入期間	搬入量	摘 要						
令和6年10月～令和7年3月	30,000m ³	最大200台/日（約1,000m ³ /日）を想定						

項目	内容	摘要																														
6. 盛土材の搬出	本工事ヤード内の仮置土は、「第4章2. 関連工事」等の区画整理工事において、盛土材としての活用を計画している。搬出にあたっては各工事での実施を想定しているが、搬入搬出時期の調整により、現場内での錯綜が想定される場合は、積込、または、積込運搬について本工事に追加する場合がある。																															
第4章 現場条件																																
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、粘性土（表土）と想定している。																															
2. 関連工事	本工事に関連する次の工事は、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th><th>工期</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亀岡中部農地整備事業 千代川工区ストックヤード整備他工事</td><td>令和5年9月～ 令和6年7月</td><td>受注者：(有)沢井建設 工期延伸予定</td></tr> <tr> <td>亀岡中部農地整備事業 千代川工区区画整理その8工事</td><td>令和7年1月～ 令和8年2月（予定）</td><td>受注者：(有)沢井建設</td></tr> <tr> <td>亀岡中部農地整備事業 千代川工区区画整理その12工事</td><td>令和7年1月～ 令和8年2月（予定）</td><td>受注者：(株)西達建設</td></tr> <tr> <td>亀岡中部農地整備事業 千代川工区区画整理その13工事</td><td>令和7年1月～ 令和8年2月（予定）</td><td>受注者：(株)山村組</td></tr> <tr> <td>亀岡中部農地整備事業 千代川工区区画整理その1工事</td><td>令和7年1月～ 令和8年2月（予定）</td><td>契約前</td></tr> <tr> <td>由良川浚渫工事（仮称） 〔公共残土搬入〕</td><td>令和6年11月～ 令和7年2月（予定）</td><td>福知山河川国道事務所 発注</td></tr> <tr> <td>法貴バイパス道路工事（仮称） 〔公共残土搬入〕</td><td>令和6年12月～ 令和6年2月（予定）</td><td>南丹土木事務所発注</td></tr> <tr> <td>桂川浚渫工事（仮称） 〔公共残土搬入〕</td><td>令和6年10月～ 令和7年3月（予定）</td><td>南丹土木事務所発注</td></tr> <tr> <td>埋蔵文化財調査</td><td>令和6年9月～ 令和7年3月（予定）</td><td>亀岡市教育委員会、京都府埋蔵文化財調査研究センター発注（基盤土掘削等にかかる作業）</td></tr> </tbody> </table>	工事名	工期	備考	亀岡中部農地整備事業 千代川工区ストックヤード整備他工事	令和5年9月～ 令和6年7月	受注者：(有)沢井建設 工期延伸予定	亀岡中部農地整備事業 千代川工区区画整理その8工事	令和7年1月～ 令和8年2月（予定）	受注者：(有)沢井建設	亀岡中部農地整備事業 千代川工区区画整理その12工事	令和7年1月～ 令和8年2月（予定）	受注者：(株)西達建設	亀岡中部農地整備事業 千代川工区区画整理その13工事	令和7年1月～ 令和8年2月（予定）	受注者：(株)山村組	亀岡中部農地整備事業 千代川工区区画整理その1工事	令和7年1月～ 令和8年2月（予定）	契約前	由良川浚渫工事（仮称） 〔公共残土搬入〕	令和6年11月～ 令和7年2月（予定）	福知山河川国道事務所 発注	法貴バイパス道路工事（仮称） 〔公共残土搬入〕	令和6年12月～ 令和6年2月（予定）	南丹土木事務所発注	桂川浚渫工事（仮称） 〔公共残土搬入〕	令和6年10月～ 令和7年3月（予定）	南丹土木事務所発注	埋蔵文化財調査	令和6年9月～ 令和7年3月（予定）	亀岡市教育委員会、京都府埋蔵文化財調査研究センター発注（基盤土掘削等にかかる作業）	
工事名	工期	備考																														
亀岡中部農地整備事業 千代川工区ストックヤード整備他工事	令和5年9月～ 令和6年7月	受注者：(有)沢井建設 工期延伸予定																														
亀岡中部農地整備事業 千代川工区区画整理その8工事	令和7年1月～ 令和8年2月（予定）	受注者：(有)沢井建設																														
亀岡中部農地整備事業 千代川工区区画整理その12工事	令和7年1月～ 令和8年2月（予定）	受注者：(株)西達建設																														
亀岡中部農地整備事業 千代川工区区画整理その13工事	令和7年1月～ 令和8年2月（予定）	受注者：(株)山村組																														
亀岡中部農地整備事業 千代川工区区画整理その1工事	令和7年1月～ 令和8年2月（予定）	契約前																														
由良川浚渫工事（仮称） 〔公共残土搬入〕	令和6年11月～ 令和7年2月（予定）	福知山河川国道事務所 発注																														
法貴バイパス道路工事（仮称） 〔公共残土搬入〕	令和6年12月～ 令和6年2月（予定）	南丹土木事務所発注																														
桂川浚渫工事（仮称） 〔公共残土搬入〕	令和6年10月～ 令和7年3月（予定）	南丹土木事務所発注																														
埋蔵文化財調査	令和6年9月～ 令和7年3月（予定）	亀岡市教育委員会、京都府埋蔵文化財調査研究センター発注（基盤土掘削等にかかる作業）																														
3. 第三者に対する措置																																
(1) 騒音・振動対策	騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。																															
(2) 境界対策	1) 地区境界付近の施工は、原則境界から50cm程度離隔をとって施工するものとするが、詳細については、監督職員と協議するものとする。 2) 本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、重機の走行速度を落とす等、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないように、十分注意して施工するものとし、特別な対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。 なお受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理																															

項目	内容	摘要												
(3) 濁水処理対策	しなければならない。 本工区の施工に伴う排水について、濁水処理施設の設置は想定していないが、極力濁水を既設水路に流さないよう心がけなければならない。また、施工中は極力濁水を発生させないように注意するものとする。 なお、関係機関との協議の結果、濁水処理対策について変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。													
(4) 保安対策	本工事において 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い誘導員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員</th><th>配置期間</th></tr><tr><td>府道宮前千歳線の進入部</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>なし</td><td>現場作業着手～ 現場作業完了</td></tr></table>	配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交代要員	配置期間	府道宮前千歳線の進入部	1名/日	1名	昼間	なし	現場作業着手～ 現場作業完了	
配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交代要員	配置期間									
府道宮前千歳線の進入部	1名/日	1名	昼間	なし	現場作業着手～ 現場作業完了									
(5) 現場内への立ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。													
(6) 交通対策	1) 工事用車輛は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。なお、工事区域内の制限速度は20km/hrとする。 2) 工事用車輛は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車輛からの流出、飛散を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。 このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。 4) 11工区に位置する農道は、亀岡市立千代川小学校への通学路となっているため、周辺を施工する際は通学に支障がないよう留意するものとする。 なお、安全対策が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。													
(7) 防塵対策	本工事での、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は、対応について協議の上、設計変更の対象とする。													
(8) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。													
(9) 工区外への農業用水の確保	本工区内の水路は、工区外からの排水及び工区外への農業用水として利用しているため、通水を阻害することがないように留意するものとする。 なお、別途農業用水確保の必要が生じた場合は、対応について協議を行うものとする。													

項目	内容	摘要																
第5章 仮設 1. 敷鉄板工	ストックヤード内の工事用道路から仮置きヤードへの進入部にあたっては、道路の泥汚れ防止のため、敷鉄板により養生するものとする。 なお、敷鉄板の数量、期間は以下を想定しているが、受注者の責によらない、期間の延期、数量の変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。 <table><tr><th>場所</th><th>数量</th><th>共用日数</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>第3号工事用道路 及び周辺ヤード</td><td>90㎡</td><td>90日</td><td>使用回数：1回</td></tr><tr><td>第4号工事用道路 及び周辺ヤード</td><td>120㎡</td><td>120日</td><td>使用回数：1回</td></tr><tr><td>第6号工事用道路 及び周辺ヤード</td><td>90㎡</td><td>145日</td><td>使用回数：1回</td></tr></table>	場所	数量	共用日数	摘 要	第3号工事用道路 及び周辺ヤード	90㎡	90日	使用回数：1回	第4号工事用道路 及び周辺ヤード	120㎡	120日	使用回数：1回	第6号工事用道路 及び周辺ヤード	90㎡	145日	使用回数：1回	
場所	数量	共用日数	摘 要															
第3号工事用道路 及び周辺ヤード	90㎡	90日	使用回数：1回															
第4号工事用道路 及び周辺ヤード	120㎡	120日	使用回数：1回															
第6号工事用道路 及び周辺ヤード	90㎡	145日	使用回数：1回															
2. 水替工	本工事における水替工は想定していないが、施工時に雨水排水または湧水の処理が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																	
第6章 工事用地等																		
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、計画平面図上に示す施工範囲内のとおりである。																	
2. 工事用地等の使用及び返還	工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。																	
3. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。																	
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。																	
第8章 施工																		
1. 一般事項																		
（1）一般事項	1）工事施工に先立ち、監督職員の立ち会いの上、工事区域周辺の用排水施設等を確認し、工事期間中に障害等が起きないように施工計画を立てなければならない。 また、共通仕様書第1章第1節1-1-5に規定する施工計画には、降雨並びに運土に伴う防災対策等について記載しなければならない。 2）対象工区外から流入する排水は既設水路を活用して工区外へ排出するものとする。 また、施工中に工区内で発生する地表水または地下水は、施工に支障がないよう適切に排除するものとする。 3）測量、施工に支障となる草類がある場合は、事前に刈り取りを行うものとする。 また、工事完成時もしくは部分使用時に、水路及び道路法面に草類がある場																	

項目	内容	摘要										
	合においても刈り取りを行うものとする。 なお、刈り取りは設計変更の対象としない。 4) 受注者は、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。 (2) 基準点 本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり、詳細については別途監督職員が指示する。 なお、基準点等の位置データは測地成果2000に対応したものである。 (3) 地区境界 1) 工事施工に先立ち、地区境界について、事前に現地で確認しなければならない。なお、地区境界にかかる資料は、別途貸与する。 2) 境界杭については、工事施工中においても移動しないように留意するものとし、必要に応じて控杭等を設けるものとする。 3) 境界杭については施工完了時にすべて復旧するものとするが、杭の設置が困難な個所や営農に支障となる箇所等があることから、事前に監督職員と協議するものとする。 4) 表土掘削後、埋蔵文化財の調査範囲を示す木杭を現地に設けるものとし、この範囲内に表土を集積しないものとする。 なお、調査範囲にかかる資料は、別途貸与する。 (4) 標準図面集 工事施工は、別添図面の他、「亀岡中部農地整備事業標準図面集」（以下、「標準図面集」という。）により行うものとする。 なお、現地の状況等により、標準図面集が適用できない場合は、監督職員と協議するものとする。 (5) 検測又は確認（施工段階確認） 1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 3) 遠隔確認の対象工種については、特別仕様書第10章（4）工事現場等の遠隔確認についての1）により決定する。 <table><tr><th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期・頻度 （一般監督）</th><th>遠隔確認対象</th><th>備考</th></tr><tr><td>表土はぎ</td><td>現況表土厚</td><td>着手前 各計画は場1箇所以上及び表土厚の薄い現況は場</td><td>指示による</td><td></td></tr></table> (6) 中間技術検査 1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。 (7) 既設構造物 本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法に	工種	確認内容	確認時期・頻度 （一般監督）	遠隔確認対象	備考	表土はぎ	現況表土厚	着手前 各計画は場1箇所以上及び表土厚の薄い現況は場	指示による		
工種	確認内容	確認時期・頻度 （一般監督）	遠隔確認対象	備考								
表土はぎ	現況表土厚	着手前 各計画は場1箇所以上及び表土厚の薄い現況は場	指示による									

項目	内容	摘要																						
に対する措置	について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。																							
(8) 設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。																							
(9) その他	1) 工事施工に先立ち、極力工区外から施工範囲内への排水流入を防ぐものとする。また、各耕区の取水口からの流入を防ぐため、必要に応じて土のう、堰板等を設置するものとする。 なお、工事中に滞水が生じたときは速やかに排除しなくてはならない。 2) ブルドーザーの運転手は熟練者を乗務させ、走行回数をできるだけ少なくして、過転圧やこね回しとならないよう施工しなければならない。 3) 舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。																							
2. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><td rowspan="6">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>工程</td><td>作業内容</td><td>分別解体等の方法</td></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法																				
	①仮設		仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	②土工		土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	③基礎		基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	④本体構造		本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
3. 土工																								
(1) 掘削	1) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工するものとする。 2) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。																							
(2) 石積みの処理	1) 従前のは場を形成している石積みは、表土に混入することが無いよう注意して作業するものとする。																							
(3) 整地工	1) 盛土材受け入れに当たっては、「第3章施工条件4. 建設発生土受入」に示す内容に留意するものとする。 2) 受け入れた盛土材は、整形を行い、受入土量を計測するものとし、定期的に監督職員に報告するものとする。 なお、報告の時期は、別途監督職員から指示するものとする。																							
4. 表土はぎ																								
(1) 表土はぎ	1) はぎ取り作業前に、従前ほ場1筆当たり1点以上の表土厚を計測し、結果を取りまとめて監督職員に提出するものとする。 なお、計画ほ場1筆当たり1点以上について、監督職員の立合確認を行うものとする。																							

項目	内容	摘要
第9章 施工管理 1. 主任技術者等の資格 2. 施工管理 (1) 工程管理 第10章 条件変更 の補足説明 第11章 その他 1. 電子納品 2. CORINSへの登録 3. 週休2日による施工	2) 表土はぎにあたっては、直接現況基盤面上で重機作業を行わないものとし、現況表土上、現況道路上、または保護盛土上から表土はぎを行うものとする。 3) 表土はぎにあたっては、畦畔土と混ざらないよう注意するものとする。 また、集積した表土には、表土以外の土砂が混入しないよう注意するものとする。 4) はぎ取った表土は、別途監督職員の指示する箇所に集積した上で、土量を計測し、監督職員へ報告するものとする。なお、同一ほ場内はバックホウによる集積、別のほ場への搬出する場合は、小型不整地運搬車での搬出を想定している。 主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。 受注者は工事施工中において、計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。 本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 ① 土質 ② 転石の出現 ③ 湧水の出現 ④ 予想し得なかった騒音規制、交通規制 ⑤ 第三者との協議によるもの ⑥ 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 ⑦ 関係機関との協議による変更 ⑧ 遠隔確認の施行を行う場合 ⑨ その他監督職員が認めた事項 工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） 技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。 1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正した試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上とな	

項目	内容	摘要												
	ることをいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 4) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 <table><tr><th>項 目</th><th>4週8休以上</th></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5%(8日/28日)以上</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しな	項 目	4週8休以上	現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	
項 目	4週8休以上													
現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上													
労務費	1.02													
機械経費（賃料）	1.02													
共通仮設費（率分）	1.02													
現場管理費（率分）	1.05													

項目	内容	摘要
4. 熱中症対策に係る費用の計上	かったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 1) 本工事は、次の熱中症対策を実施する場合のリース費用等を設計変更により対応する試行工事である。 ア 遮光ネット（足場に設置するものに限る） イ ドライミスト ウ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置 2) 1)の熱中症対策を実施する受注者は、施工計画書に熱中症対策の内容を記載し、監督職員へ提出する。 3) 設置期間等については、気象庁の過去の気象データ検索サイト（URL：http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）における、工事現場から最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設定するが、これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。	
5. 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算にのみ適用する。 なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf 2) 受注者は施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組み合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
第12章 公共事業関係調査に対する協力	本工事が発注者の実施する歩掛調査や諸経費動向調査等の公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対して必要な協力を行わなければならない。	
第13章 天災その他不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。	
第14章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	